

令和4年10月25日

## 国立教育政策研究所と国立大学法人滋賀大学との間で 教育データサイエンスの推進に係る連携協力に関する協定書を締結

令和4年10月25日（火）、国立教育政策研究所と国立大学法人滋賀大学は、データ駆動型の教育の実現に向け、教育分野におけるデータサイエンスの推進に資する連携協力を行うことを目的とした協定を締結しました。

令和4年10月25日（火）、国立教育政策研究所（所長：永山裕二）と国立大学法人滋賀大学（学長：竹村彰通）は、データ駆動型の教育の実現に向け、教育分野におけるデータサイエンスの推進に資する連携協力を行うことを目的とした協定（別添）を締結しました。

当研究所として初めての包括的な連携協力協定になります。

滋賀大学の竹村学長が当研究所の上席フェローに昨年就任されて以来、当研究所と滋賀大学は、実施する事業や研究活動への連携協力を深めてきました。

今後、教育分野におけるデータ駆動型の研究の推進や人材育成等に、連携協力して取り組んでいきます。



滋賀大学と国立教育政策研究所の関係者



滋賀大学 竹村学長(左)と国立教育政策研究所 永山所長(右)

### （お問合せ先）

国立教育政策研究所教育データサイエンスセンター  
センター長 大野 彰子（内線6933）  
データ基盤課長 柿澤久美子（内線6912）  
CBT推進課長 岩間 裕美（内線6851）  
電話：03-6733-6925（教育データサイエンスセンター直通）

(写)

国立大学法人滋賀大学と国立教育政策研究所との間における  
教育データサイエンスの推進に係る連携協力に関する協定書

国立大学法人滋賀大学（以下「甲」という。）と国立教育政策研究所（以下「乙」という。）は、教育分野におけるデータサイエンス（以下「教育データサイエンス」という。）の推進のため、次のとおり連携協力に関する協定（以下「本協定」という。）を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、甲及び乙が、データ駆動型の教育の実現に向け、教育データサイエンスの推進に資する連携協力を行うことを目的とする。

（連携協力事項）

第2条 甲及び乙は、次に掲げる事項について連携協力を図るものとする。

- 一 共同研究等による研究協力の推進
- 二 研究者等の交流、情報交換
- 三 教育データサイエンスの普及、人材育成
- 四 その他本協定の目的を達成するために必要な事項

（個別契約等）

第3条 甲及び乙は、本協定に基づく連携協力の実施に必要な事項について、別途の契約等を締結することができる。

（有効期間）

第4条 本協定の有効期間は、締結日から2025年3月31日までとする。ただし、期間満了の1か月前までに甲又は乙から書面による別段の意思表示がないときは、本協定は自動的に1年間延長されるものとし、以後も同様とする。

（その他）

第5条 本協定に関して疑義が生じた場合、又は本協定に定めのない事項について、これを定める必要が生じた場合は、甲及び乙が協議のうえ決定するものとする。

本協定の締結を証するため、本協定書2通を作成し、甲及び乙において記名捺印のうえ、それぞれ1通を保有する。

2022年10月25日

甲 滋賀県彦根市馬場1丁目1番1号  
国立大学法人滋賀大学

学長 竹村 彰通

乙 東京都千代田区霞が関3丁目2番2号  
国立教育政策研究所

所長 永山 裕二